大口町告示第1号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成9年大口町条例第22号) 第7条第1項の規定に基づき保管している自転車について、同条例第7条第2項の 規定に基づき告示する。

平成28年1月26日

大口町長 鈴木雅博

- 1 保 管 場 所 大口町役場
- 2 保 管 期 間 告示の日より6月
- 3 保管期間経過後の措置 廃棄等の処分
- 4 撤去した年月日等 別表のとおり

別表

番号	撤去年月日	撤去場所	防犯登録番号	車体番号	車体色
1	平成27年5月15日	第2駐輪場	不明	不明	シルバー
2	平成27年5月15日	第2駐輪場	不明	不明	赤